

一色南部地区防災計画

令和5年10月

一色南部小校区自主防災会連絡協議会

1 地区防災計画とは

地区防災計画とは、災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であり、自分たちの地域の人命、財産を守るために主に共助（助け合い）について定めた計画のことをいいます。

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助の有機적連携があつて初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識され、その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

2 基本的な考え方

(1) 基本方針

ア この計画は、自助と共助の観点から一色南部小校区における地域住民の防災意識の啓発を図り、地震や水害の防止と災害時の自主的な防災体制が確立できるよう、地域が主体となった活動計画を策定します。

イ 特に、発災時の情報伝達から行動指針、避難経路の選定について、住民の視点に立った防災計画を構築します。

ウ 私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 活動目標

地域が中心となって地区防災力を高め、自助、共助、公助の力をあわせて、災害時の死者ゼロを目指します。

(3) 長期的な活動計画

校区防災訓練を通じて、防災に関する自主防災会相互の情報交換と認識をあわせ、相互啓発を図ります。

3 地区の特性

(1) 地区の概況

一色南部小校区は、市の南部に位置し、一色悪水路の河口部に位置している。南部は広大な干拓地になっており、うなぎの養殖場、農地が多く存在している。東北部の国道 247 号線沿いを中心に商業地、住宅地が存在している。段丘部を除き、全域標高が低く、津波浸水や河川洪水浸水、地盤の液状化などの危険性が高い。また、地震時は震度が大きくなり建物被害も懸念される。

(2) 災害発生要因

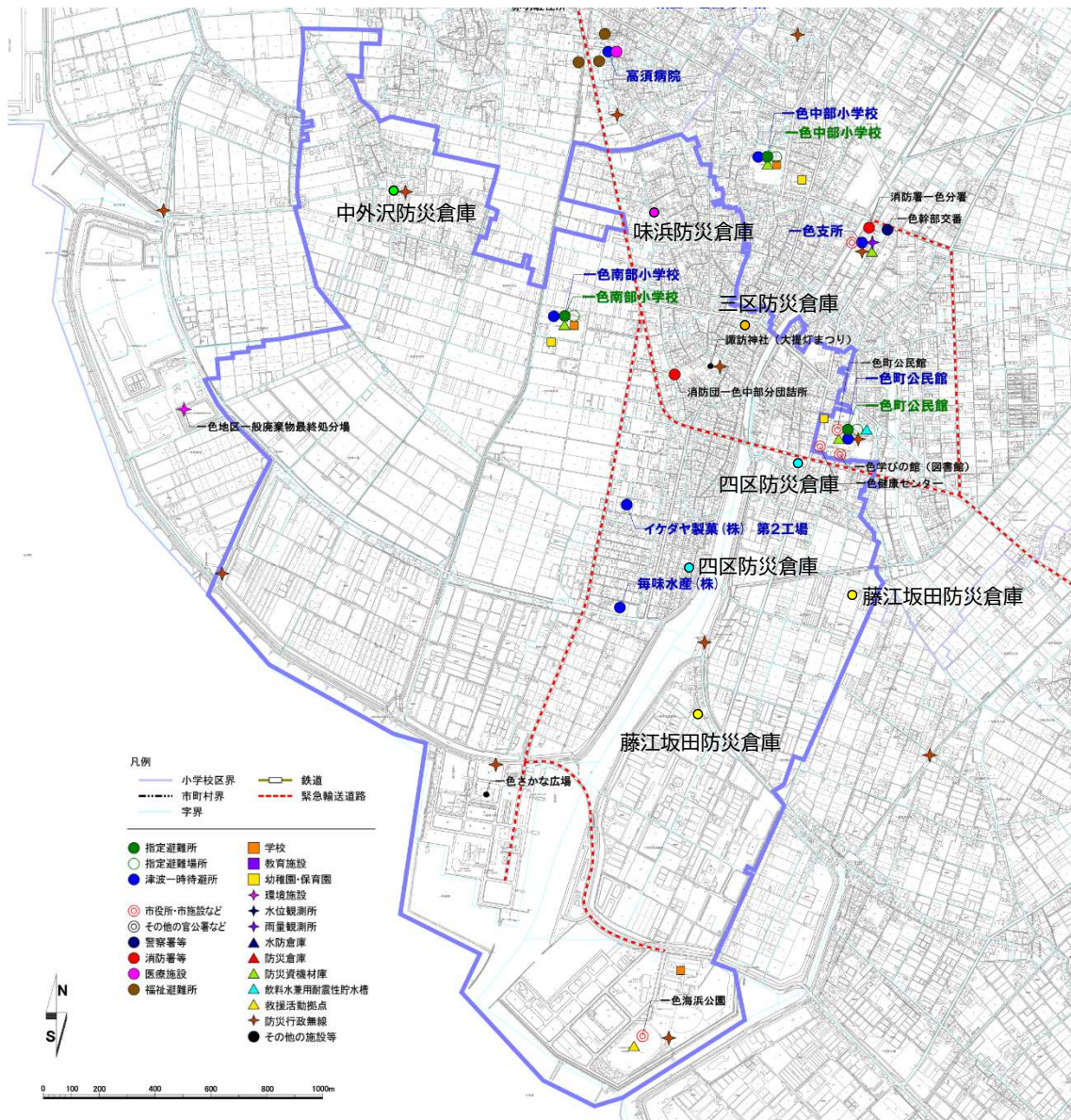
干拓地は標高が低く洪水の浸水危険性が高い。また、地震時には液状化の危険性も高い。比較的標高の高い段丘部は、洪水浸水の危険性は低い。

(3) 地区の課題

洪水時・地震時（津波避難）は、避難距離が長い。特に津波避難時は、西尾幸田線から名鉄福地駅付近までの避難が必要となる。地震時の震度は大きく、建物倒壊の危険性が高い。家屋の耐震化、家具の固定化が望まれる。

(4) 防災マップ

ア) 全体図



イ) 地震（平成 26 年 5 月 愛知県発表 過去地震最大モデル）



凡例

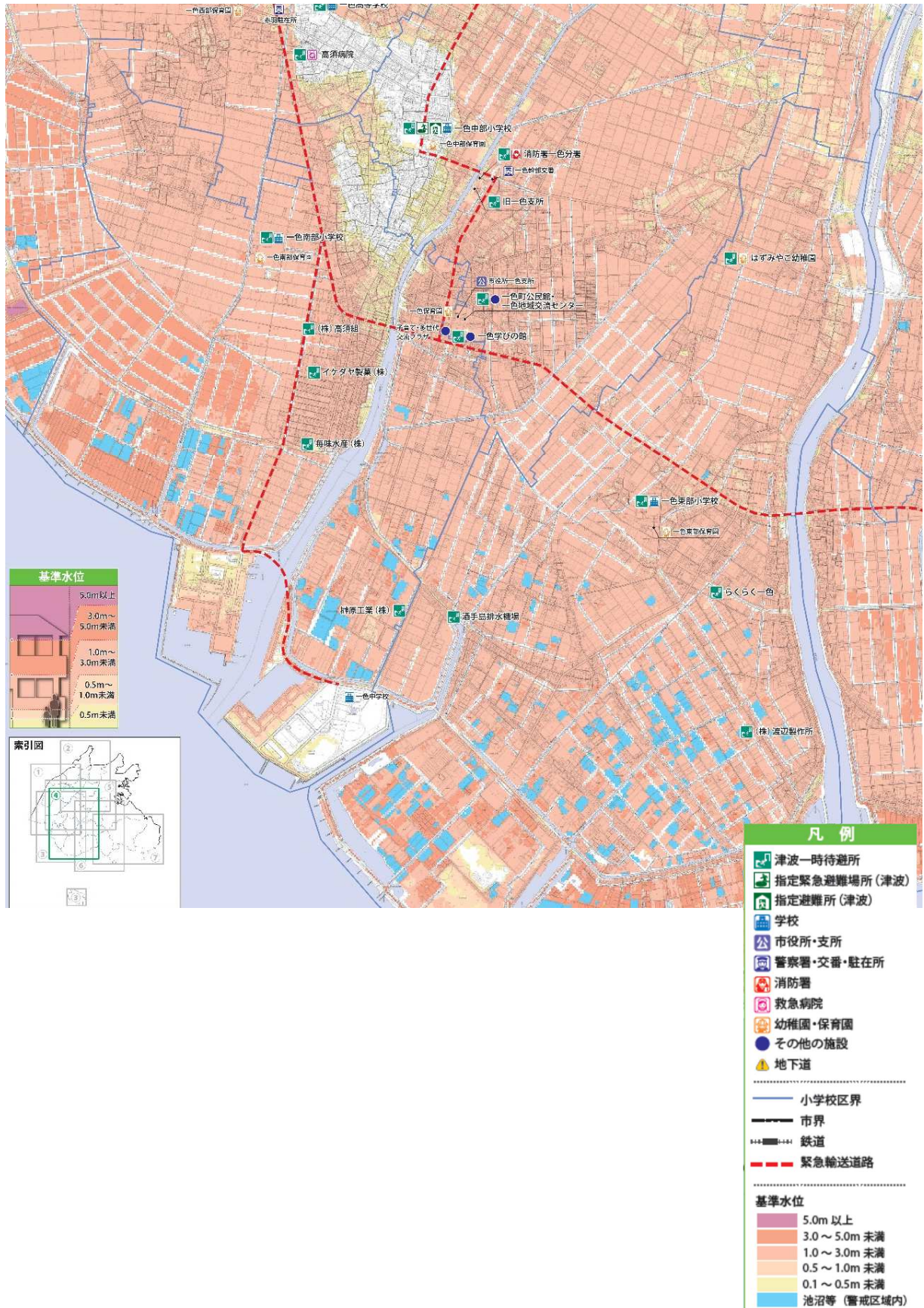
- 小学校区界
- 市町村界
- 字界
- 鉄道
- 緊急輸送道路

- 指定避難場所
- 津波一時待避所
- 市役所・市施設など
- その他の官公署など
- 警察署等
- 消防署等
- 医療施設
- 福祉避難所
- 学校
- 教育施設
- 幼稚園・保育園
- 環境施設
- 水位観測所
- 雨量観測所
- 水防倉庫
- 防災倉庫
- 防災資機材庫
- 飲料水兼用耐震性貯水槽
- 救援活動拠点
- 防災行政無線
- その他の施設等

震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱

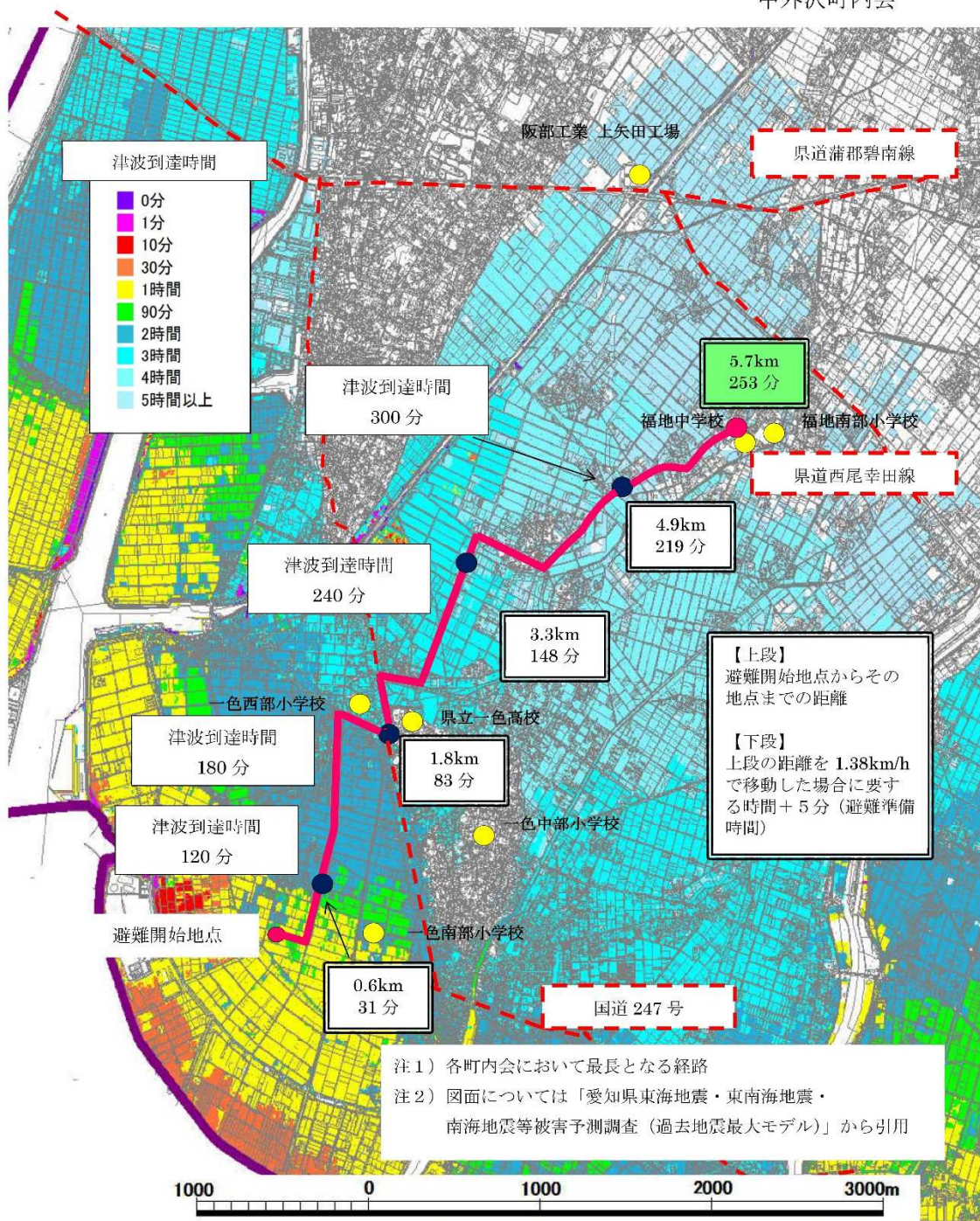
ウ) 津波（令和3年3月 西尾市作成 津波ハザードマップ）



エ) 津波到達時間（平成 26 年 5 月 愛知県発表 過去地震最大モデル）

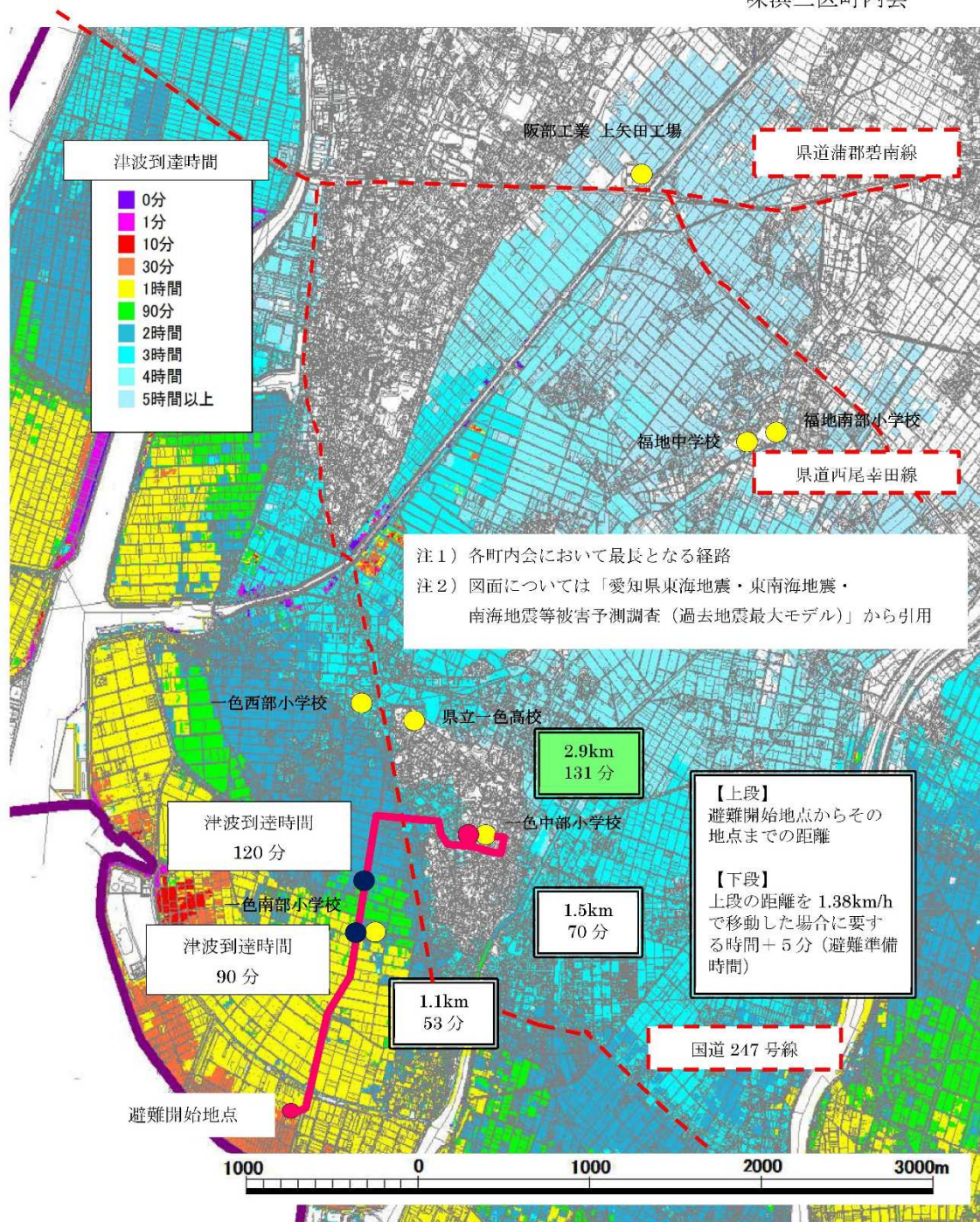
津波到達時間と緊急避難ルート の 検証

中外沢町内会

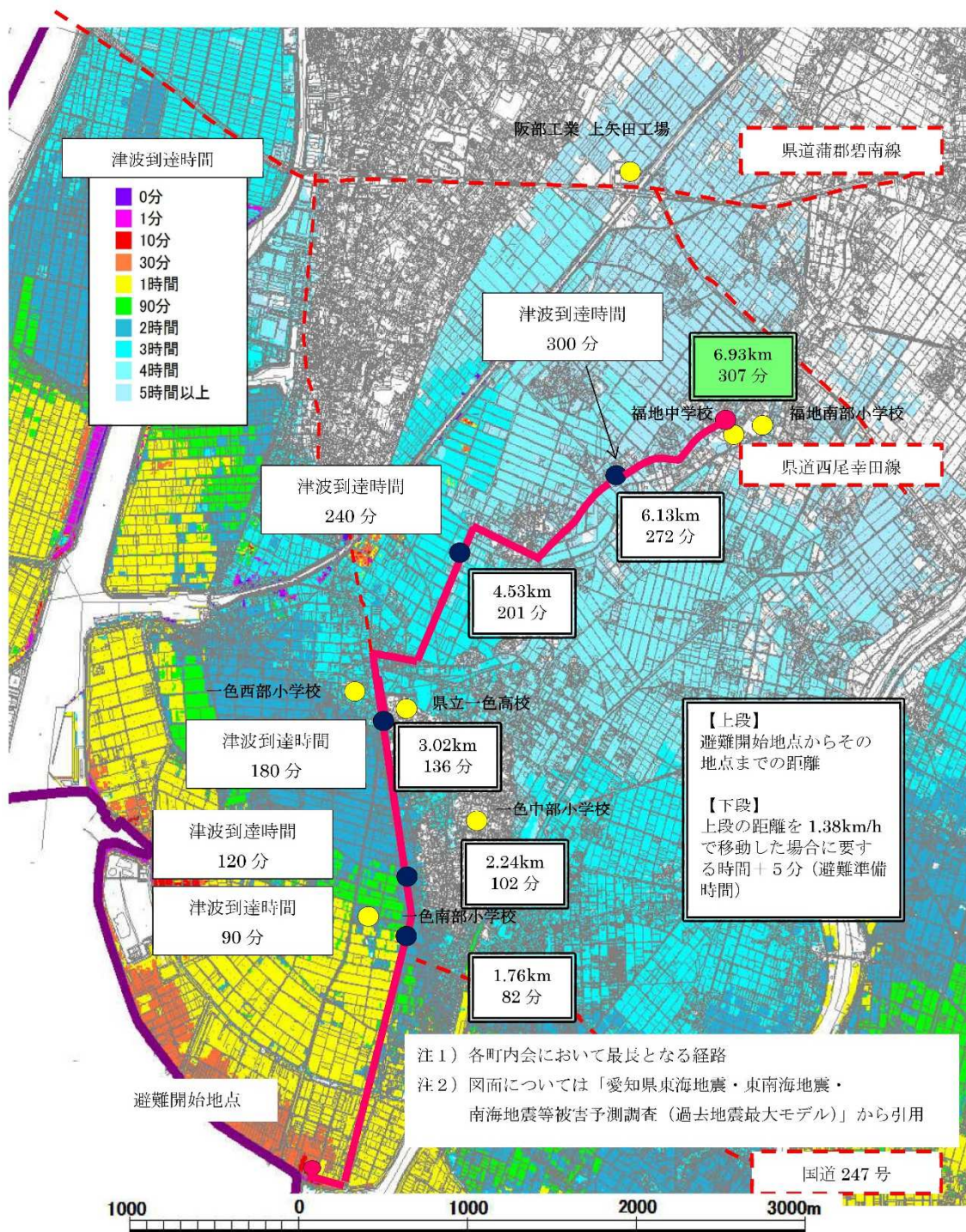


津波到達時間と緊急避難ルート の検証

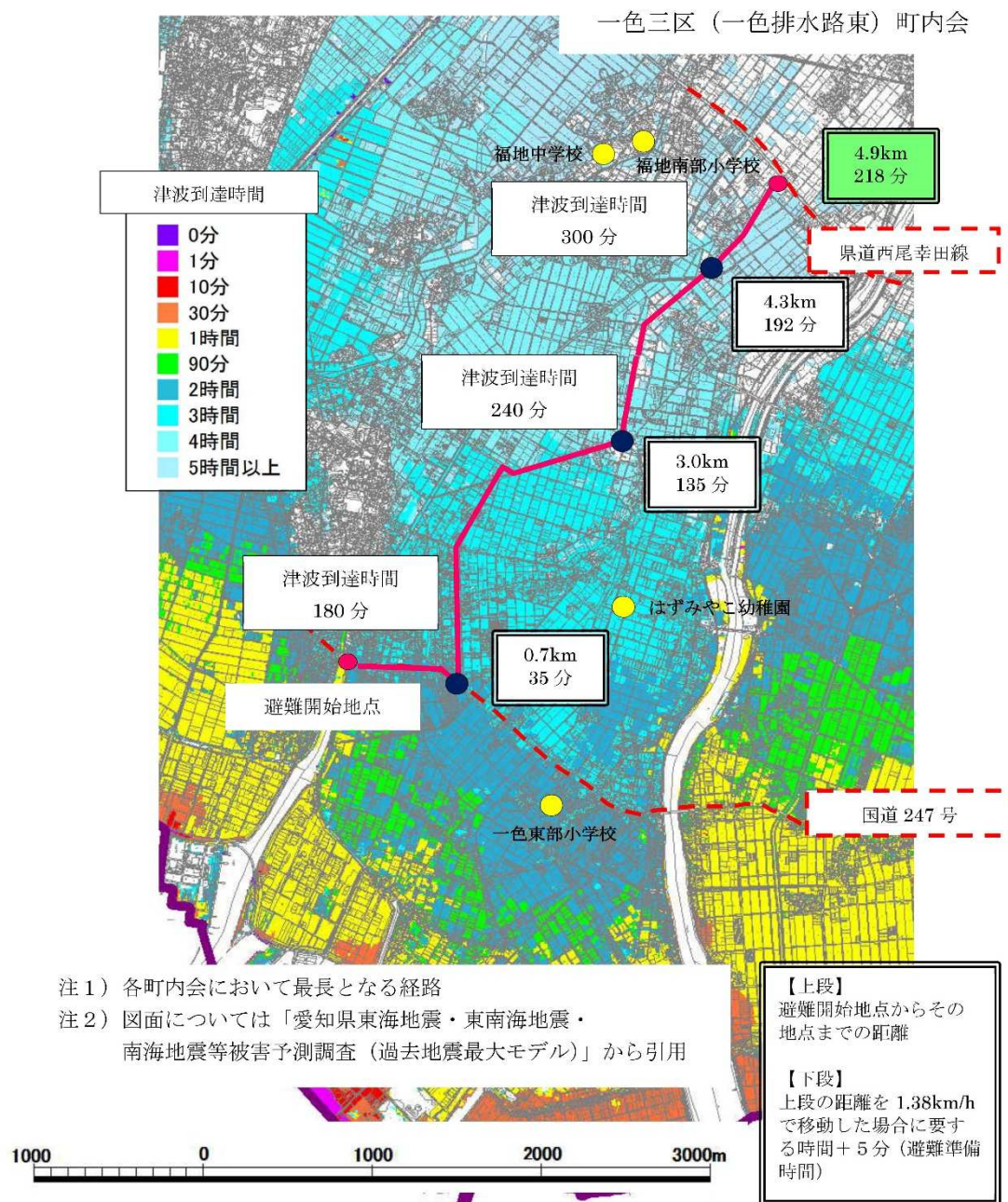
味浜二区町内会



津波到達時間と緊急避難ルート の検証

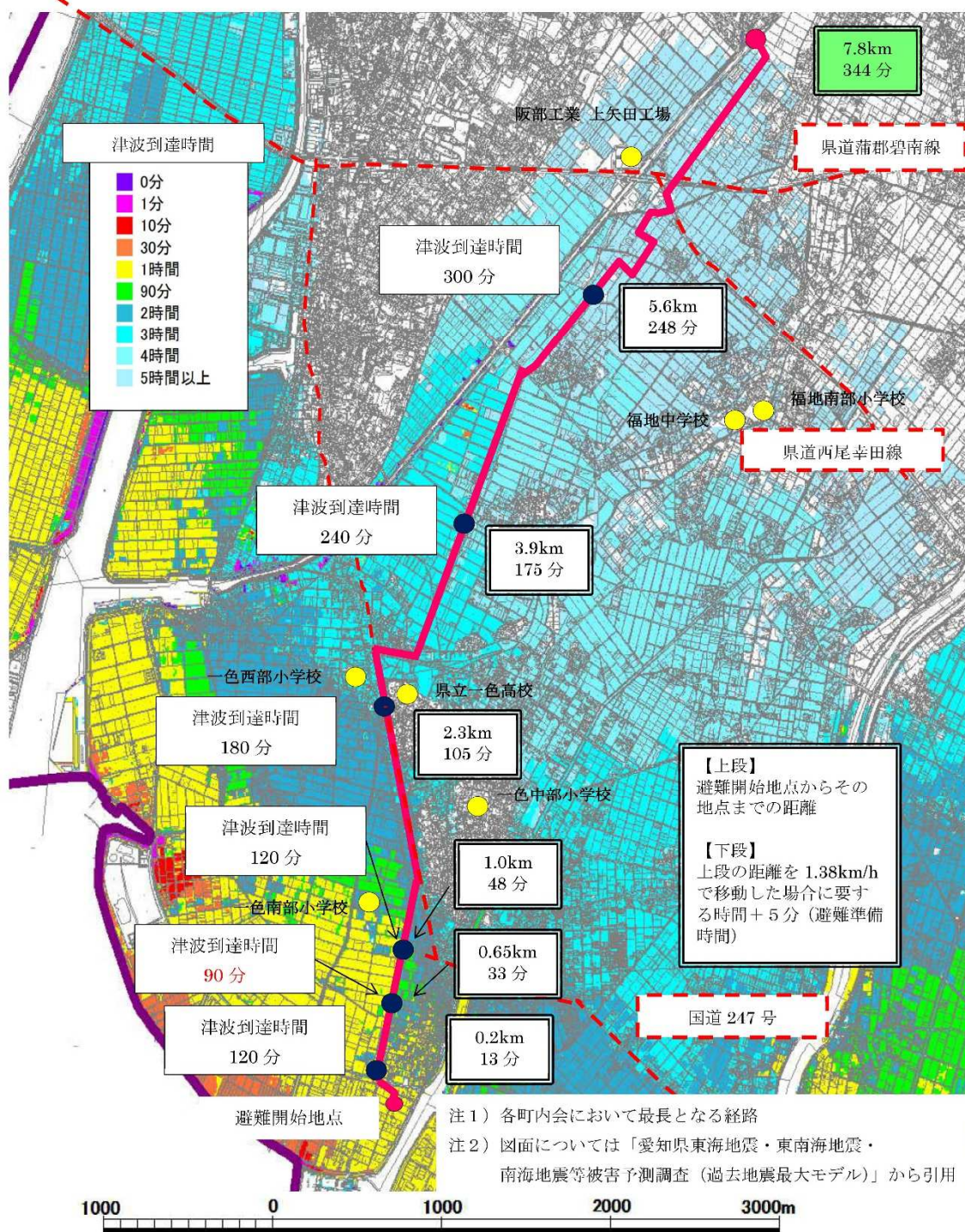


津波到達時間と緊急避難ルートの特証

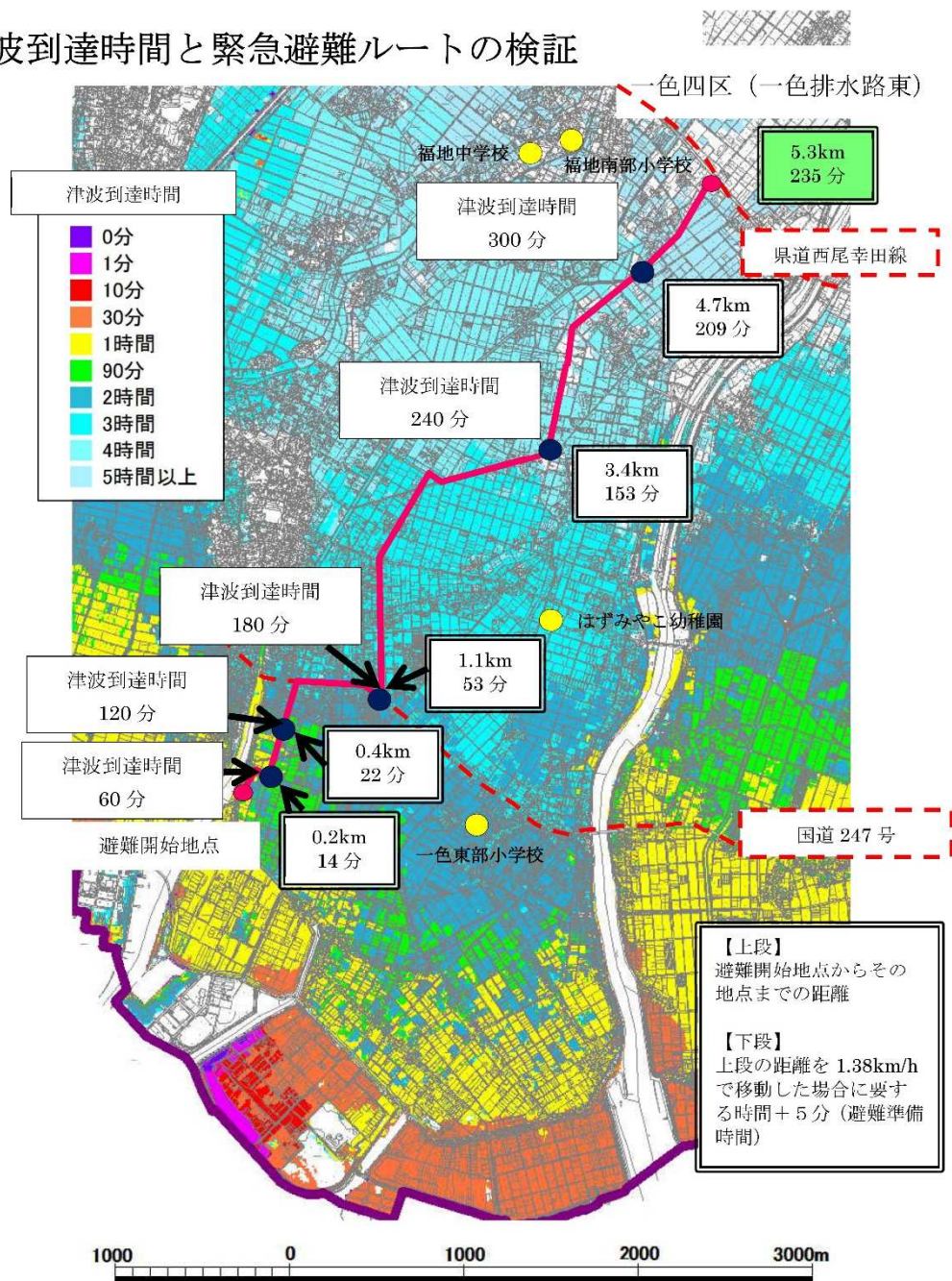


津波到達時間と緊急避難ルートを検証

一色四区町内会



津波到達時間と緊急避難ルートの特証



注 1）各町内会において最長となる経路

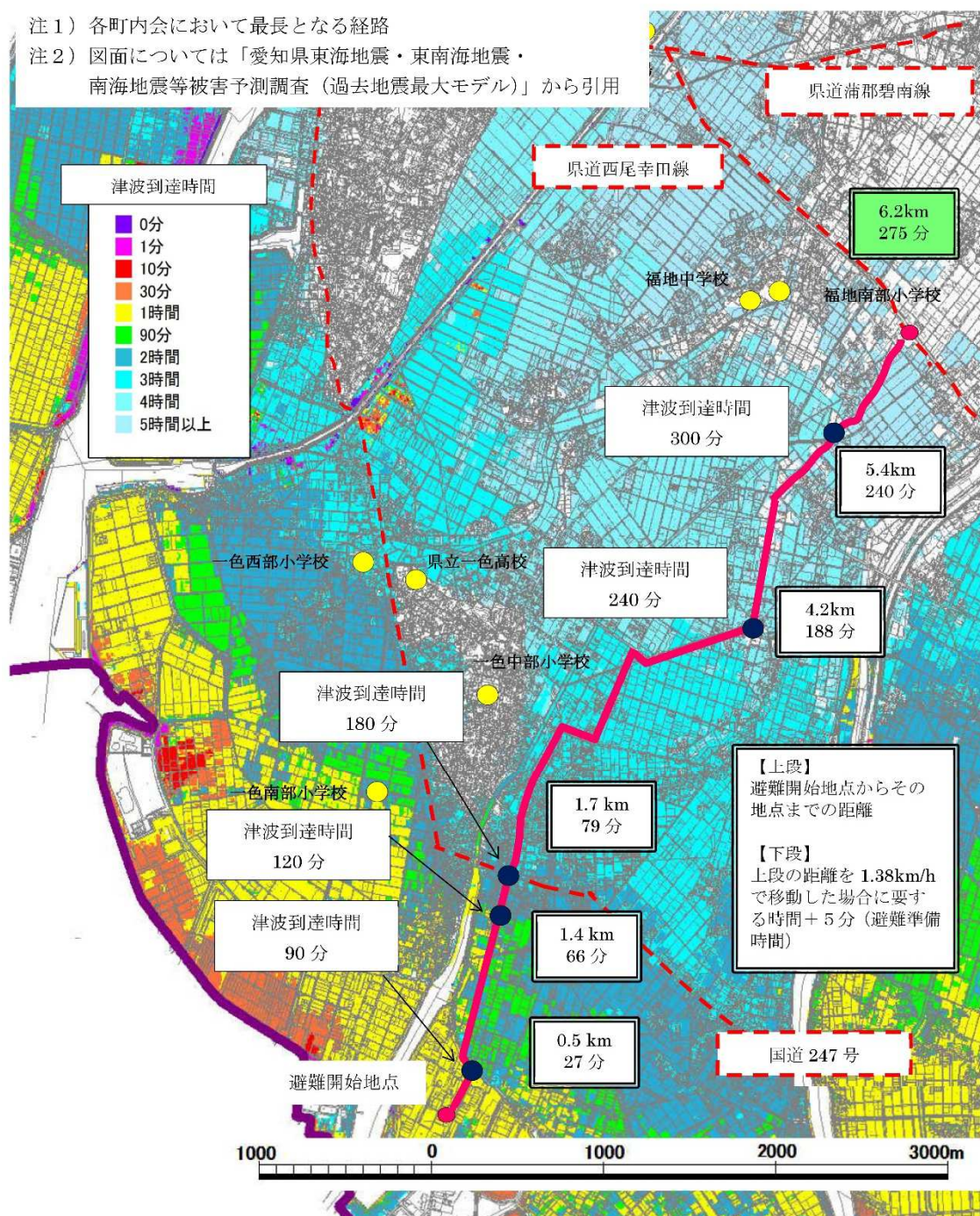
注 2）図面については「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（過去地震最大モデル）」から引用

津波到達時間と緊急避難ルートの検証

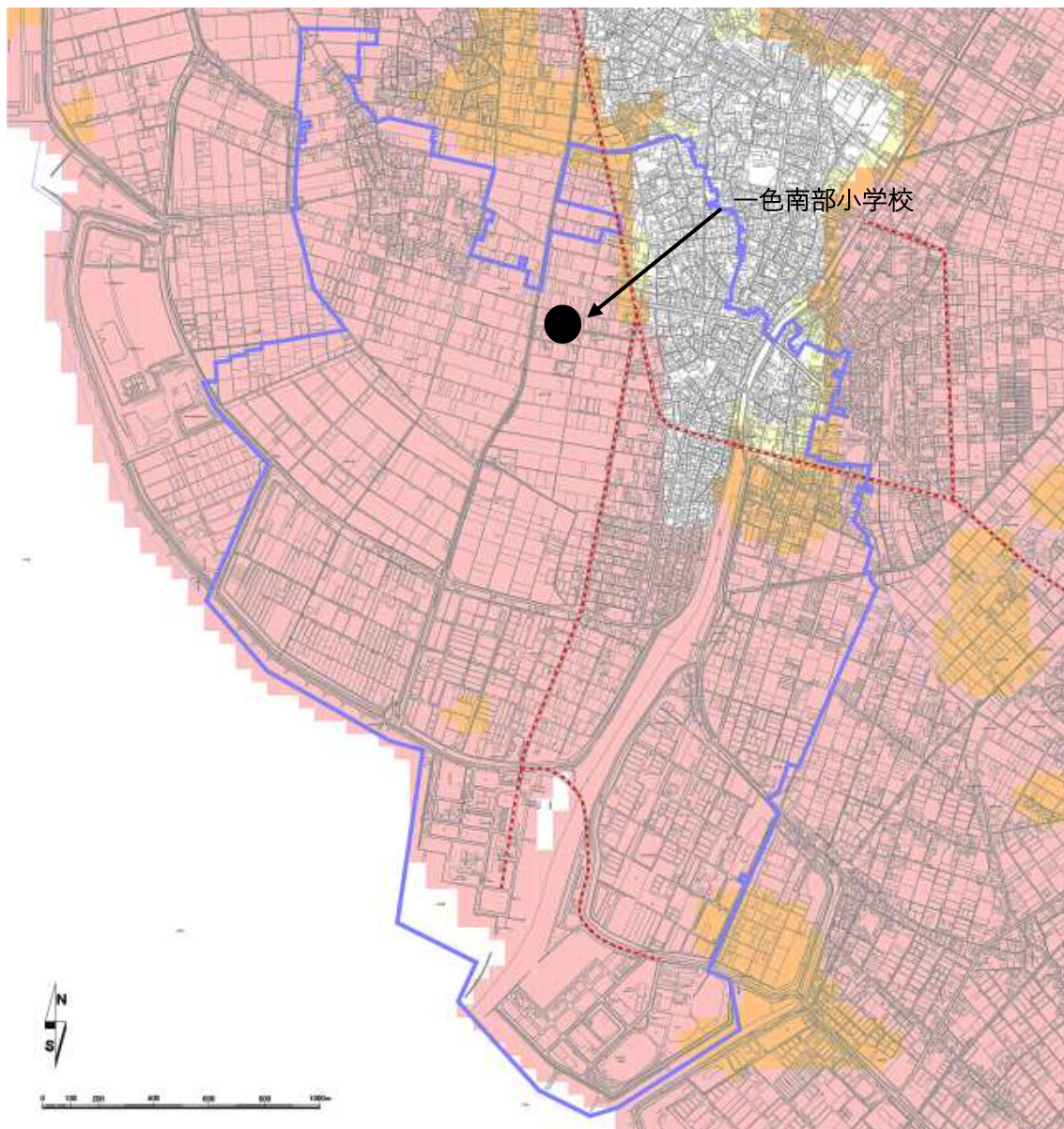
藤江坂田町内会

注1) 各町内会において最長となる経路

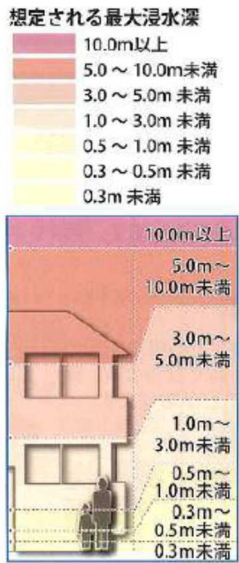
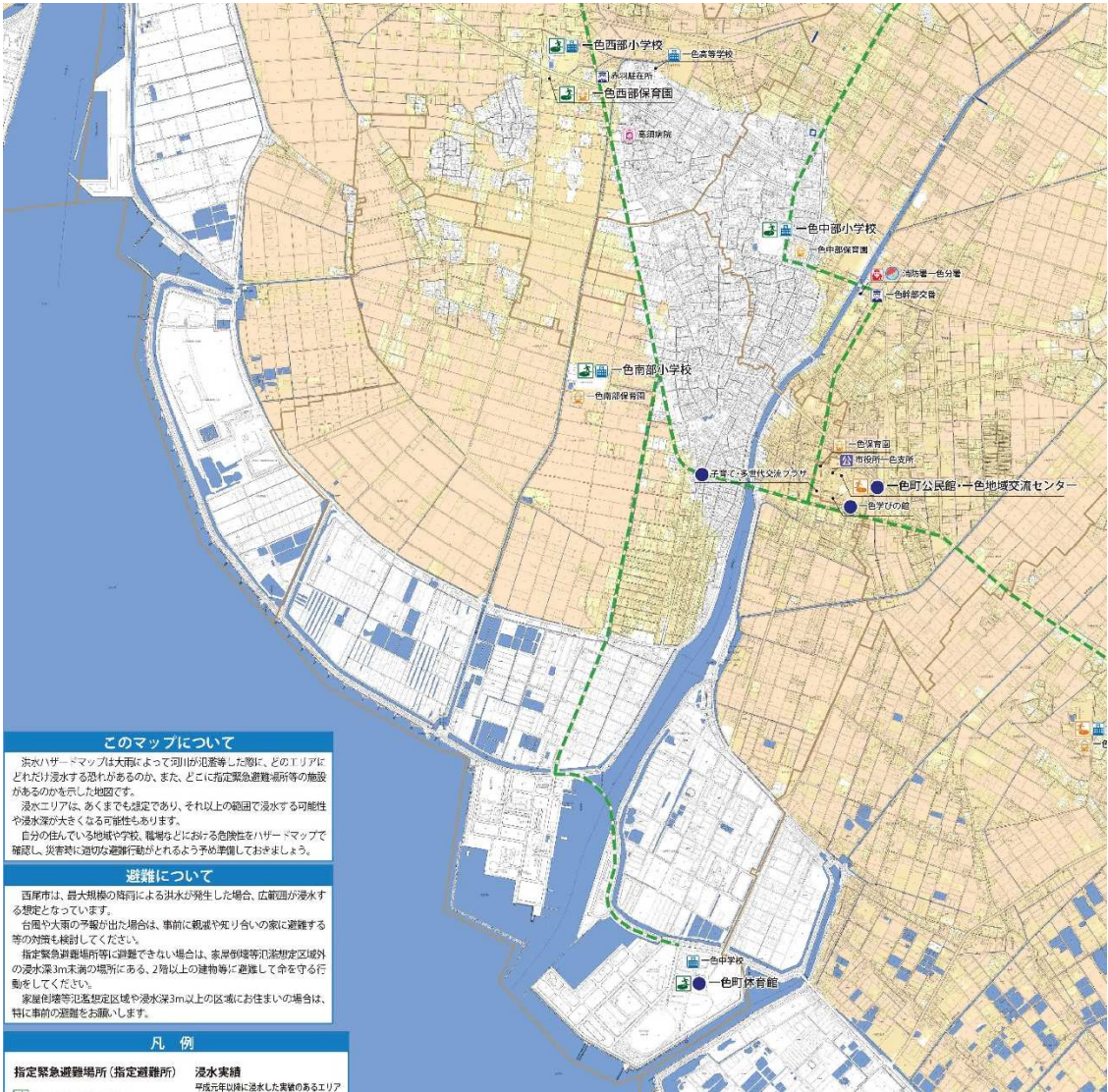
注2) 図面については「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(過去地震最大モデル)」から引用



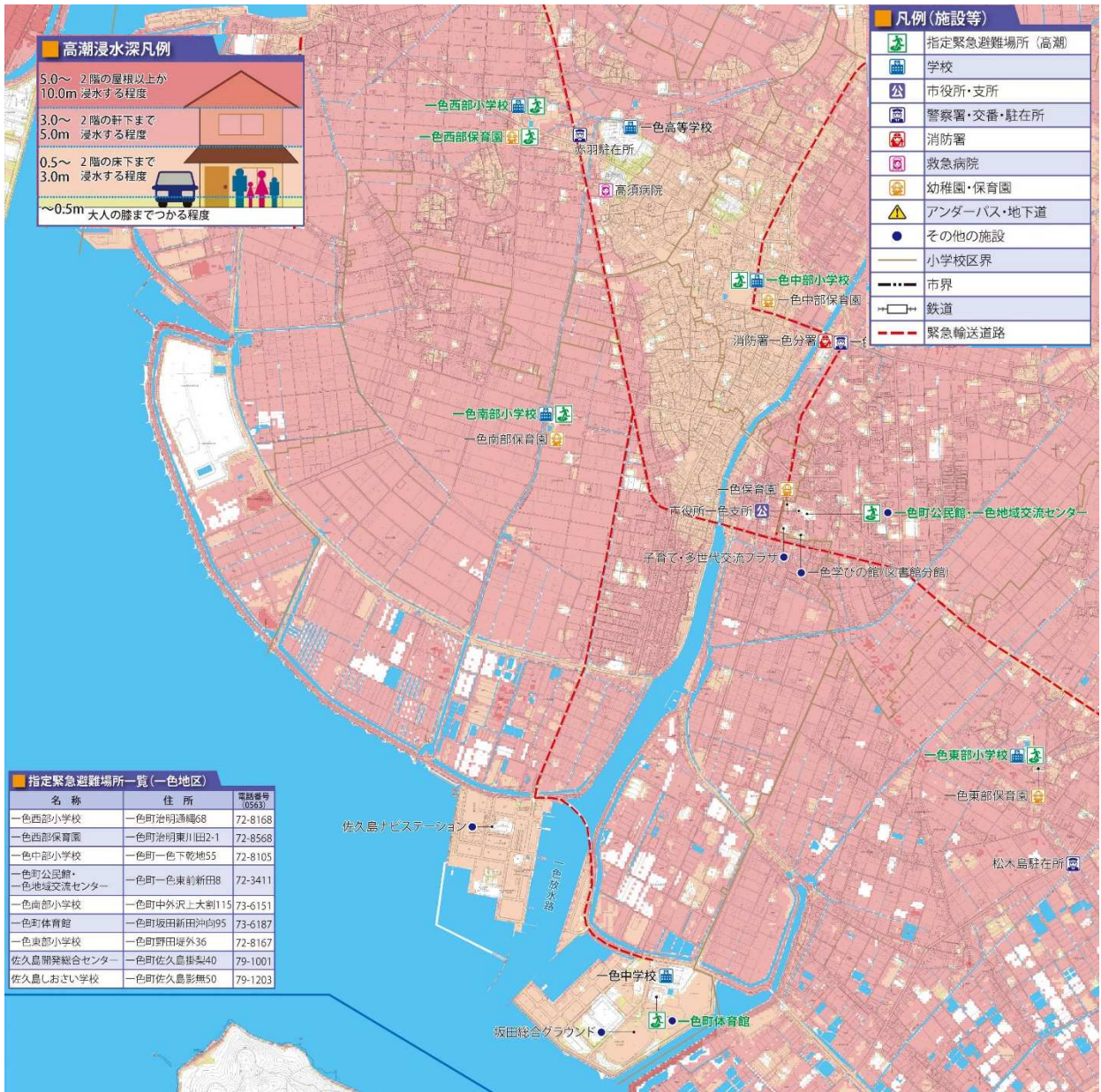
オ) 液状化危険度（平成 26 年 5 月 愛知県発表 過去地震最大モデル）



カ) 洪水（令和３年３月西尾市作成 洪水ハザードマップ）



キ) 高潮 (令和5年3月西尾市作成 高潮ハザードマップ)



○津波一時待避所

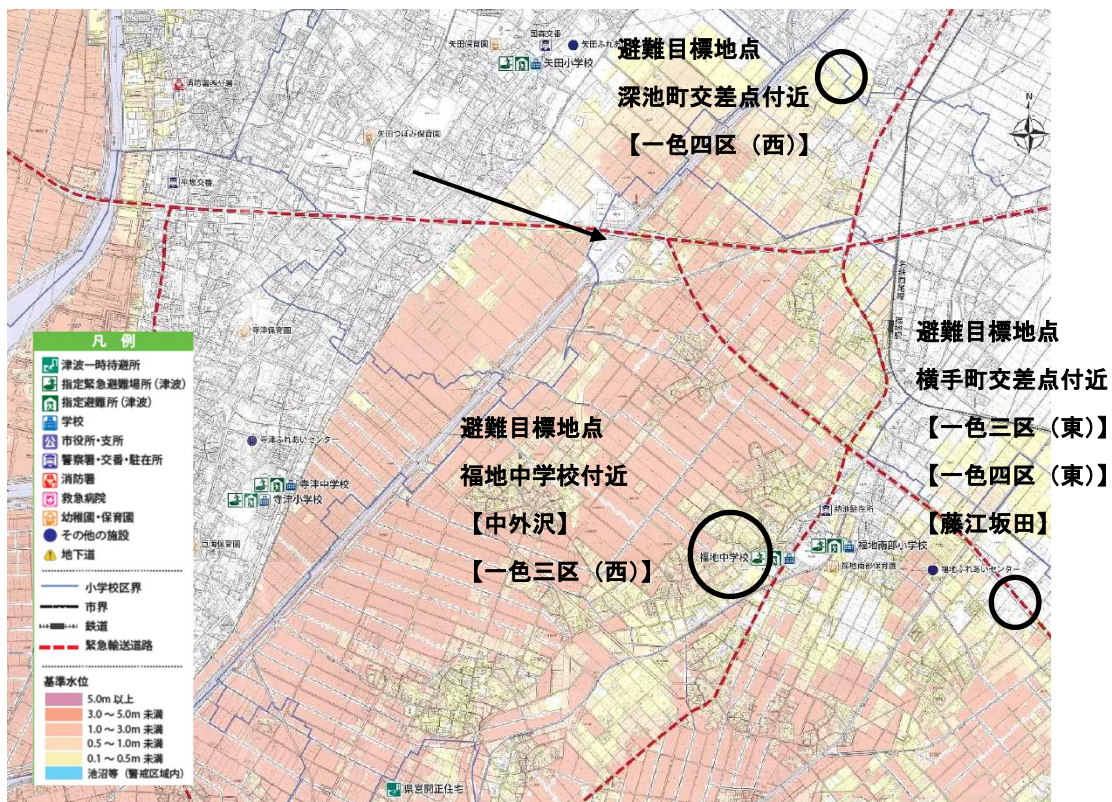
施設名	住所	避難する場所
(株) 高須組	一色町赤羽上郷中 14 番地	本館 3 階及び教室棟 3 階
イケダヤ製菓 (株)	一色町中外沢下長割 8 番地	第 2 工場 3 階・4 階
毎味水産 (株)	一色町一色西塩浜 211 番地	本社工場 3 階部分
一色南部小学校	一色町中外沢上大割 115 番地	3 階
一色学びの館	一色町一色東前新田 8 番地	3 階見学通路・休憩コーナー 及び 2 階屋上部分
一色公民館・ 一色地域交流センター	一色町一色東前新田 8 番地	3 階

○津波避難タワー

施設名 (仮称)	建設予定住所	備考
藤江地区津波避難タワー	一色町藤江惣助割 22、23、24、50 番地	令和 7 年度建設(予定)

【参考①】浸水想定区域外

西尾市津波ハザードマップから作成



【参考②】津波避難タワー建設予定地



保有防災資機材等

一色南部小資機材庫保管資機材一覧（西尾市地域防災計画 令和4年度修正）

品名	単位	数量	品名	単位	数量
パール	本	5	携帯トイレ	個	400
のこぎり	本	2	トイレットペーパー	個	162
スコップ	本	5	テント	張	3
つるはし	本	2	ブルーシート	枚	10
ジャッキ	個	4	毛布	枚	200
ロープ	巻	1	ワンタッチパーテーション	個	6
リヤカー	台	1	ストレッチフィルム	本	1
チェーンソー	台	1	災害用マット	枚	112
オノ	本	2	マイルディシート	本	6
チェーンブロック	個	1	ポンチョ	枚	360
スリングベルト	本	2	はそり	個	1
吊り三脚	台	1	プラスチック容器	個	200
チルホール	個	0	浄水器	台	1
救助工具箱	個	1	ポリタンク	個	2
拡声器	個	5	非常用飲料水用袋	枚	0
ラジオ	個	1	ごみ袋	枚	500
バケツ	個	10	マスク	枚	0
ストレッチャー	個	0	軍手	組	123
簡易担架	個	11	文具セット	セット	1
救急セット	セット	1	工具セット	セット	2
発電機	台	2	乾電池セット	セット	1
コードリール	個	0	ガソリン携行缶	個	1
懐中電灯	個	5	ガソリン缶（燃料）	個	4
ランタン	個	0	ティッシュペーパー	箱	24
投光器	個	1	生理用品	枚	1296
ソーラーLEDライト	個	13	おむつ	枚	333
非常用照明器具	個	6	脚立	個	1
簡易トイレ	個	20	特設公衆電話セット	セット	1
簡易トイレ用テント	張	20	コロナ対策セット	セット	1
避難所屋内用テント	式	1	障害者災害支援用バンダナ	枚	8
仮設トイレ	基	0	避難所お知らせ絵カード	式	1

5 防災活動の取組み（例）

(1) 平常時の活動

いざというときに地区の力が発揮できるよう、平常時から地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

地区住民の一人ひとりが防災に関心を持つことが重要であり。地区住民への防災知識の普及や啓発を図ります。

イ 危険場所の確認及び改善

地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備及び使用方法の確認

地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

オ 女性の地域役員の登用

災害時の対応には、女性の参加協力が不可欠であり、次の体制強化を図ります。

①自主防災会役員に女性を参画させる。

②日頃から高齢者福祉活動に参加していただいている方に自主防災会活動に参加してもらう。

(2) 災害時の活動

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。市や警察自衛隊等の防災関係機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

市や防災関係機関などから迅速に情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、市へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、最寄りの医療救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所へ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区に必要な物資を把握し、市と連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等の支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別支援計画を定めます。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

(4) 復旧・復興期の活動

ア 校区内の住民の情報が分かるように情報収集に努め、指定避難所（一色南部小学校）に情報を集約します。

イ トイレの水が流れなくなった場合は、一南小資機材庫にある簡易トイレを活用します。

ウ 災害時に使える井戸水は、水質に問題があるため、飲料用には利用しません。

エ 避難所運営マニュアルに従って、避難所の設置と運営を行います。

オ 避難所が複数か所となる場合には、担当地区の自主防災会長が情報収集に努め、指定避難所に必要な情報を通報します。

カ 自宅で避難生活をされる方については、近隣の避難所に名簿登録していただき、対応します。

キ 地域外のボランティアの受け入れについては、免許証など本人確認を徹底します。校区全体のボランティアが必要な個所を把握し、本部（総務班）にその情報を集約します（各自主防災会が分担して組単位で情報を収集し、本部に通報します）。その後、本部が均等にボランティアを割り振るよう工夫します。

6 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

災害発生時に、校区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防等とも連携しながら、次の訓練を中心とした小学校区の防災訓練を毎年度実施します。

ア 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の訓練を含む）

イ 特定小電力トランシーバー等を活用した情報収集・伝達訓練

ウ 避難所運営訓練

エ 啓発活動

訓練の終了後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(2) 防災意識の普及啓発

ア 防災リーダーの人材育成

- ・ 消防ＯＢや機能別消防団員を中心に、防災リーダーを育成していきます。
- ・ 防災リーダーは、定期的に地区内の点検を行い、老朽家屋や危険な道路の点検等を行います。

イ 住民に向けた周知

- ・ 災害が起きた際に、一色南部小学校が避難所として開設されること、そこに各種の情報が集約される場所であることを、地域住民に予め周知します。
- ・ 町内会の役員会等の機会を利用し、自主防災会役員の名前を周知し、災害時は、自主防災会役員を中心に対応を行っていきます。
- ・ 災害時に自分自身の命は自分で守る「自助」、自主防災会等の顔の見える範囲での災害対応を行う「共助」の考え方を住民に周知します。
- ・ 災害時の高齢者支援のためにどのような支援が必要であるのかを把握し、支援する担当者の知識や技術の向上のための学習機会を設けます。

(3) 計画の見直し

ア 地区防災計画は、校区自主防災会連絡協議会長が管理し、毎年、見直すものとします。

イ 地区防災計画は、自主防災会の総会にて周知徹底を図ります。また、実働を担うことが期待される年行事に向けても周知徹底を行います。

ウ 見直す際には、各自主防災会長、町内会長、民生委員、老人会長などにも声掛けを行い、協議した後、校区自主防災会連絡協議会での承認をもって変更をすることができるものとします。